

平成30年

1 【第2問】(配点:100〔設問1〕から〔設問3〕までの配点の割合は、25:50:25)

2 次の文章を読んで、後記の〔設問1〕から〔設問3〕までに答えなさい。

3

4 1. Aは、関東地方のP県において、個人でハンバーガーショップを営んでいた。Aが作るハンバ
5 ーガーは、Aが独自に調合した調味料による味わいにより、地域で評判であった。

6 2. Aは、P県内に複数の店舗を出店しようと考え、Aの子B、弟C及び叔父Dの出資を得て甲株
7 式会社(以下「甲社」という。)を設立した。甲社の発行済株式の総数は1000株であり、Aが
8 300株を、Bが250株を、Cが250株を、Dが200株を、それぞれ有している。

9 甲社は、取締役会及び監査役を置いている。甲社では、Aが代表取締役を、B、C及び甲社の
10 使用人でもあるEが取締役を、それぞれ務めている。甲社は、会社法上の公開会社ではなく、かつ、
11 種類株式発行会社でもない。甲社の定款には、取締役を解任する株主総会の決議は、議決権
12 を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決
13 権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨の定めがある。

14 3. 甲社は、P県内に十数店舗を出店した。この間、Dの子Fが、甲社が出店する予定がない近畿
15 地方のQ県において、ハンバーガーショップを営む乙株式会社(以下「乙社」という。)の代表取
16 締役として、乙社を経営するようになった。乙社の発行済株式はDが全て有しているが、Dは乙
17 社の経営に関与していない。

18 4. 甲社は、当初、順調に売上げを伸ばしたが、その後、3期連続で売上げが減少した。そのよう
19 な中、AとCとの間で、甲社の経営方針をめぐる対立が生じた。

20 5. Cは、Dと面会し、Dに対し、Aが仕入先からリベートを受け取っていると述べ、次の甲社の
21 定時株主総会において、Aを取締役から解任する旨の議案を提出するつもりであるから、これに
22 賛成してもらいたいと求めた。Dは、甲社に見切りを付けており、自己の有する甲社株式200
23 株(以下「D保有株式」という。)を売却することを考えていたため、Cの求めに対して回答を保
24 留した上で、CがD保有株式を買い取ることを求めた。Cは、資金が十分ではなかったため、D
25 の求めに対して回答を保留した。

26 6. その後、Dは、甲社において営業時間内にAと面会し、D保有株式をAが買い取ることを求め
27 た。Aがこれを拒否したところ、DはAが仕入先からリベートを受け取っている疑いがあるため
28 Aの取締役としての損害賠償責任の有無を検討するために必要であるとして、直近3期分の総勘
29 定元帳及びその補助簿のうち、仕入取引に関する部分の閲覧の請求をした。これに対し、Aが、
30 どうすればこの請求を撤回してもらえるかと尋ねたところ、Dは、自分は甲社に対して興味を失
31 っており、Aがリベートを受け取っているかどうかなどは本当はどうでもよいと述べた上で、A
32 がD保有株式を買い取ることを重ねて求めた。

33

34 【設問1】 上記1から6までを前提として、上記6の閲覧の請求を拒むために甲社の立場におい
35 て考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。

36

37 7. 後日、Dは、Aに対し、AとCとの間の対立は知っているが、仮に、甲社の株主総会において、
38 Cを取締役から解任する旨の議案が提出された場合には、これに反対するつもりであると述べた。
39 Aは、次の甲社の定時株主総会において、Cを取締役から解任する旨の議案を提出することを計
40 画していたため、当該議案について、Dが反対し、否決されることを恐れ、D保有株式を買い取
41 りたいと考えたが、Aには甲社株式のほかに見るべき資産がなかった。

42 8. そこで、Aは友人Gに対してD保有株式の買取りを持ち掛けたところ、Gはこれに前向きであ
43 った。D保有株式の適正な売買価格は2400万円であったが、Gは、D保有株式の買取資金と
44 して1600万円しか用意することができなかったため、丙銀行株式会社(以下「丙銀行」とい

う。)から当該買取資金として800万円を借り入れることとした。そして、D、G及び甲社は、平成27年2月2日、下記契約(以下「本件契約」という。)を締結した。

本件契約

- (1) Dは、平成27年4月1日、Gに対し、売買代金2400万円の支払を受けるのと引換えにD保有株式を譲渡し、その株券を引き渡す。
- (2) 甲社は、Gが丙銀行からD保有株式の買取資金として800万円を借り入れることができるように、Gの丙銀行に対する借入金債務を連帯保証する。甲社は、Gに対し、保証料の支払を求めない。
- (3) Dは、平成27年3月25日に開催される甲社の定時株主総会においては、自らは出席せず、Aを代理人として議決権の行使に関する一切の事項を委任する。

9. 平成27年3月10日、丙銀行及びGは、D保有株式の買取資金800万円について融資契約を締結し、甲社は、適法な取締役会の決議を経て、丙銀行との間で、Gの丙銀行に対する当該融資契約に基づく借入金債務について連帯保証契約を締結した。甲社は、Gから、保証料の支払を受けていない。なお、仮に、甲社が保証料の支払を受けてこのような保証をする場合には、保証料は60万円を下回らないものであった。

10. 甲社は、適法な取締役会の決議に基づき、平成27年3月25日を定時株主総会(以下「本件株主総会」という。)の日として、招集通知を発した。本件株主総会においては、会社提案としてCを取締役から解任する旨の議案が、Cの株主提案としてAを取締役から解任する旨の議案が、それぞれ提出されることとなった。

11. 本件株主総会には、A、B及びCが出席した。Dは、本件株主総会における議決権の行使に関する一切の事項をAに委任する旨の委任状をAに交付し、本件株主総会には、自らは出席しなかった。

本件株主総会において、Cを取締役から解任する旨の議案は、Cが反対したが、A、B及びDの代理人Aが賛成したことにより、可決された(以下「本件決議1」という。)

続いて、Aを取締役から解任する旨の議案について、Cが提案の理由としてAの不正なリベートの受取について説明しようとした。これに対し、議長であるAは、そのような説明は議案と関連がないとして、これを制止し、直ちに採決に移り、当該議案は、Cが賛成したのみで、否決された(以下「本件決議2」という。)

12. 平成27年4月1日、丙銀行はGに対して800万円の融資を実行し、Gは、Dに対して売買代金2400万円を支払い、D保有株式を譲り受け、その株券の引渡しを受けた。

13. 本件契約の内容並びに上記9及び12の事実を知ったCは、平成27年4月15日、本件決議1及び2について、株主総会の決議の取消しの訴えを提起した。

14. Gが丙銀行に対する借入金債務を弁済することができなかったため、甲社は、平成27年12月1日、丙銀行に対し、800万円の保証債務を弁済した。甲社はGに対して800万円を求償しているが、Gはこれに応じなかった。

〔設問2〕

(1) 上記13の本件決議1及び2についての各決議の取消しの訴えに関して、Cの立場において考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。なお、本件株主総会の招集の手続は、適法であったものとする。

(2) 上記14の事実を知ったCが甲社の株主としてA及びGに対し会社法に基づき責任追及等の訴えを提起する場合に、A及びGの責任に関し、Cの立場において考えられる主張及びその主

89 張の当否について、論じなさい。

90

91 15. Bは、甲社の内紛が継続することにより、取引銀行の信用を失うことを危惧し、親族会議を開
92 催し、AとCとの間を取り持つこととした。A及びCは、Bの提案に従い、下記のとおり合意し
93 た。

94 (1) Bが経営者として十分な経験を積んできたことから、Aが取締役を退任した後は、Cも取締
95 役を退任し、Bが代表取締役社長を務めることとする。ただし、内紛が解決したことをアピー
96 ルするため、当面の間は、Aが代表取締役会長を、Cが代表取締役社長を、Bが取締役専務を、
97 それぞれ務め、甲社を共同で経営する。

98 (2) 甲社が丙銀行に対して弁済した800万円の求償については、A及びCが、資金を用意し、
99 GからGの有する甲社株式200株を買い取り、Gがその売買代金をもって当該求償に係る支
100 払に充てる。

101 16. Gからの甲社株式の買取りの結果、甲社の発行済株式については、Aが450株を、Bが25
102 0株を、Cが300株を、それぞれ有することとなった。また、甲社では、Aが代表取締役会長
103 を、Cが代表取締役社長を、Bが取締役専務を、Eが取締役を、それぞれ務めることとなった。

104 17. 平成29年5月、Aが交通事故により死亡したことから、Bは、他の役員に対し、上記15(1)の
105 合意に従い、代表取締役社長に就任し、甲社を経営していく意思を伝えた上で、Cに対し、取締
106 役を退任して相談役として支援してほしいと依頼した。Aの唯一の相続人であるBは、Aが有し
107 ていた甲社株式450株について、単独で相続し、株主名簿の名義書換を終えた。

108 18. 甲社の定款には、設立当初から、会社法第174条に基づく下記定めがあった。Cは、上記15
109 (1)の合意に反し、自らが代表取締役社長の地位にとどまりたいと考えた。そこで、分配可能額と
110 の関係では、Bが相続した甲社株式450株全てについて、定款の下記定めに基づき、甲社がB
111 に対して売渡しの請求をすることもできたが、Cが甲社の総株主の議決権の過半数を確保するた
112 めに最低限必要な401株についてのみ、甲社がBに対して売渡しの請求をすることとした。

113

114 甲株式会社定款（抜粋）

115 （相続人等に対する売渡しの請求）

116 第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を
117 当会社に売り渡すことを請求することができる。

118

119 19. Cは、甲社の取締役会を招集し、取締役会において、適法な手続に基づき、上記18の請求に
120 関する議案を決議するための甲社の臨時株主総会の招集が決議された。

121 20. 甲社は、上記19の取締役会の決議に基づき、平成29年7月3日、臨時株主総会を開催した。
122 当該臨時株主総会において、上記18の請求に関する議案は、議長であるCがその決議からBを
123 除いた上で、Cのみが議決権を行使して賛成したことにより、可決された。甲社は、当該臨時株
124 主総会の終結後、直ちにBに対して上記18の請求をした（以下「本件請求」という。）。

125

126 【設問3】 会社法第174条の趣旨を踏まえつつ、本件請求の効力を否定するためにBの立場に
127 において考えられる主張及びその主張の当否について、論じなさい。

[解説]

設問 1

設問 1 は、会計帳簿の閲覧の請求の理由（会社法第 4 3 3 条第 1 項柱書き後段）と請求者の言動等から認められる当該請求の目的とが異なる場合や、請求者が会社の業務と同種の事業を営む別の会社の株式の全部を保有する場合に、会社が当該請求を拒むことができるかどうか、当該請求の拒絶事由（同条第 2 項各号）についての理解等を問うものである。（採点実感）

1. 論点の前提となる法的枠組みについて言及する

基礎応用 259 頁・5、論証集 133 頁・

設問 1 においては、まず、本設問に答える前提として、D による閲覧の請求が会社法第 4 3 3 条第 1 項の会計帳簿の閲覧の請求に該当すること、当該請求の要件等に簡潔に言及することが求められる。しかし、これらに全く言及しないで D による閲覧の請求が同条第 2 項各号の拒絶事由に該当するか否かについてのみ検討している答案や、逆に、D による閲覧の請求が、同項各号の拒絶事由に該当するか否かについて全く検討しないで、同条第 1 項の要件を満たしているか否かについて相当の分量を割いて検討している答案が散見された。本設問に限らず、会社法上の論点について検討するに当たっては、その前提となる法的枠組みについて言及することが求められ、そのような言及をしている答案には一定の評価を与えている。（採点実感）

4

会計帳簿等の閲覧・謄写請求の要件は、①請求者が「総株主…の議決権の百分の三…以上の議決権を有する株主又は発行済株式（自己株式を除く）の百分の三…以上の数を有する株主」であること、②「株式会社の営業時間内」での請求であること、③「当該請求の理由を明らかに」すること、④閲覧・謄写の対象が「会計帳簿又はこれに関する資料」（書面・電磁的記録の双方を含む）であること、⑤拒絶事由に該当しないこと、である（433 条 1 項・2 項）。

2. 拒絶事由

(1) 433 条 2 項 1 号の拒否事由

同項第 1 号の拒絶事由に該当するか否かを検討するに当たっては、D が、株主の権利の確保又は行使に関する調査の目的でなく、単に D 保有株式を A に買い取らせる目的で当該請求を行っていることと認められるかどうかについて、A が仕入先からリベートを受け取っている疑いがあるため、A の取締役としての損害賠償責任の有無を検討するために必要であるとして、会計帳簿の閲覧の請求をしている一方で、自分は甲社に対して興味を失っており、A がリベートを受け取っているかどうかなどは本当はどうでもよいと述べた上で、A が D 保有株式を買い取れることを求めていることなどの D の言動等の事実関係を適切に評価した上で説得的に論ずることが求められる。（採点実感）

(2) 433 条 2 項 3 号の拒絶事由

D による会計帳簿の閲覧の請求が会社法第 4 3 3 条第 2 項第 3 号の拒絶事由に該当するか否かを検討するに当たっては、乙社の営む事業が甲

基礎応用 261 頁 [論点 5]、論証集

134 頁 [論点 5]

社の「業務と実質的に競争関係にある」と認めることができるかどうかについて、甲社及び乙社はいずれもハンバーガーショップを営んでいること、甲社は関東地方のP県に、乙社は近畿地方のQ県に、それぞれ出店していること、甲社はQ県には出店する予定がないことなどの事実関係を適切に評価した上で、説得的に論ずることが必要となる。さらに、Dが「～事業を営み、又はこれに従事するものである」と認めることができるかどうかについても、Dは、乙社の発行済株式の全部を有していること、乙社の経営には関与していないこと、乙社の代表取締役であるFと親子関係にあることなどの事実関係を踏まえて、具体的に検討することが求められる。これらの事実関係についても、同様に、丁寧な認定等をしている答案が相当数見られる一方で、例えば、甲社はQ県には出店する予定がないことに言及せず、このような事実関係に何ら評価を加えていなかったり、Dが乙社の事業を営んでいると認めることができるかどうかを十分に検討しないで、直ちにDと乙社とを同視したりするなどして、結論のみを記載するような答案も一定数見られた。(採点実感)

まず、①「実質的な競争関係にある」には、現に競争関係にある場合のみならず、近い将来競争関係に立つ可能性がある(高い)場合も含まれる。後者の場合でも、会社の秘密が競争に利用されることで会社に損害が及ぶ抽象的危険を未然に防止するという433条2項3号の趣旨が妥当するからである。

東京地判 H19.9.20・H19 重判 3

次に、②「請求者」が「実質的な競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」とは、「実質的な競争関係にある事業を営む」と会社と請求者の一体性がある場合にも認められる。競争関係にある会社が請求者を通じて閲覧謄写によって得た秘密を自己の競争に利用する抽象的危険が認められるからである。

東京地判 H19.9.20・H19 重判 3

そして、③「実質的な競争関係にある」といえるためには、請求者が当該会社と競争をなす者であるなどの客観的事実(=競争関係という客観的事実)が存在すれば足り、当該株主に会計帳簿等の閲覧謄写によって知り得る情報を自己の競争に利用するなどの主観的意図があることを要しないと解される。433条2項3号の拒否事由の趣旨は、客観的に競争関係にある株主が閲覧請求により情報を得たのを契機として、得られた情報を将来において競争に利用する危険性があることにかんがみ、請求時の主観的意図のいかんを問うことなく、競争関係という客観的事実の存在をもって一律に請求を拒絶できるとすることで、会社に損害が及ぶ抽象的な危険を未然に防止しようとするところにあるからである。

最決 H21.1.15・百 74

(3) その他の拒絶事由

なお、Dの言動等から、Dによる会計帳簿の閲覧の請求について、会社法第433条第2項第2号の拒絶事由に該当し、又は株主権の濫用であるといった論述をしている答案についても、説得的なものには、相応の評価を与えている。(採点実感)

設問 2 (1)

設問 2(1)は、自社の株式が譲渡される際に、譲渡人による株主総会における議決権の行使を回避する目的で、会社が譲受人の株式買取資金の借入金債務を無償で連帯保証したことが、株主の権利の行使に関する利益の供与（会社法第 120 条第 1 項）に該当するか否かや、これが当該利益の供与に該当するとすれば、そのことを理由として株主総会の決議の取消しが認められるか否か、株主総会の否決決議の取消しを請求する訴えが認められるか否かなど、株主の権利の行使に関する利益の供与や、これを理由とする株主総会の決議の取消しの訴え、株主総会の否決決議の取消しを請求する訴え等についての理解等を問うものである。（採点実感）

1. 本件決議 1

設問 2(1)においては、甲社が G から保証料の支払を受けないで G の丙銀行に対する借入金債務について連帯保証したことが、「何人に対しても」（会社法第 120 条第 1 項）という文言に照らして、G に対する財産上の利益の供与（同項）に該当するか否か（同項の文言上、利益供与の相手方は誰でもよく、現に株主である者に限られない。）、あるいはこのことが D 保有株式の売買契約が成立する前提となっており、D に対する財産上の利益の供与（同項）に該当するか否かについて説得的に論ずることが求められる。

そして、連帯保証をしたことが、（G 又は D に対する）財産上の利益の供与に該当するとすれば、当該利益の供与が「株主の権利の行使に関し」されたもの（同項）といえることができるかどうかについて、本件契約によれば、D が本件株主総会には自らは出席しないで A を代理人として議決権の行使に関する一切の事項を委任することとされていたといった諸々の事実関係に即して検討することが望まれる。

その上で、本件決議 1 についての株主総会の決議の取消しの訴えに関して、当該利益の供与により、本件決議 1 が株主総会の決議の方法が法令に違反したもの（同法第 831 条第 1 項第 1 号）と認めることができるかどうかについて検討することが求められる。

これらについて、適切に論ずることができている答案も、少数ではあるが、見られたものの、全く検討することができていない答案が多かった。本件決議 1 についての株主総会の決議の取消しの訴えに関しては、取消事由として、専ら、議決権の代理行使に関する同法第 310 条との関係で、D が本件株主総会における議決権の行使に関する一切の事項を A に委任する旨の委任状を A に交付し、本件株主総会において、D の代理人 A が C を取締役から解任する旨の議案に賛成したことの当否を論ずる答案が多く見られ、これらの答案は低い評価を得るにとどまるものが多かった。（採点実感）

(1) 利益供与

ア. 連帯保証が「財産上の利益の供与」に当たるか

裁判例には、①株式会社による連帯保証は、主たる債務者による債務の履行がなくても、連帯保証人に対してその連帯保証債務の履行を請求する

基礎応用 30 頁 [論点 1]、論証集 16 頁 [論点 1]、東京高判 H29.1.31・H29 重判 2

ことができることになるから、債権者に対する「財産上の利益の供与」と見る余地はあるが、②主債務者との関係では、保証人が連帯保証債務を履行すれば、主債務者は連帯保証人に対し求償義務を負う（民法 462 条 1 項）から、主債務者に対する「財産上の利益の供与」には当たらない、③②の結論は、連帯保証人が連帯保証をするに当たり主債務者から保証料その他の対価を収受しなかったとしても変わらない旨を述べたものがある。

②は、主債務者の債務総額に変更がないことを理由にしていると思われるが、債務総額に変更がないとしても、連帯保証によって融資を受けやすくなるなどの利益が存在するといえるから、主債務者に対する「財産上の利益の供与」を認める余地もある。

H29 重判 2 解説

③は、保証料が認定できないと損害としての利益（具体的損害額）の認定ができないことを理由にしていると思われるが、金額算定の困難性と利益の存否は別次元の問題である。しかも、株主総会決議取消の訴えにおいて、決議取消事由として利益供与該当性が問題となっているのであれば、金額算定の困難性による不都合もないから、主債務者に対する「財産上の利益の供与」を認めてもよいと思われる。

H29 重判解説 2 参照

模範答案で詳述する通り、甲社が G の借入金債務を連帯保証したことは、「株式会社」甲社による G に対する「財産上の利益の供与」に当たる。

イ. 甲社の連帯保証は、「株主の権利の行使に関」する利益供与といえるか
(ア) 甲社の連帯保証が C の取締役解任議案について D が反対に議決権を行使することを回避することを目的としている点

基礎応用 31 頁 [論点 2]、論証集 16
頁 [論点 3]、最判 H18.4.10・百 12

株式譲渡は株主たる地位の移転でありそれ自体は「株主の権利の行使」とはいえないが、株式譲渡のための利益の供与であっても、株主の権利行使を回避する目的で行われた場合には、当該株主の権利行使を止めさせるための究極的手段として行われたものであるといえるから、「株主の権利…の行使に関」する利益供与であると解される。

D は、C の取締役解任に反対するつもりであったところ、仮に甲社株主全員が株主総会に出席した場合には持株数 250 株の C に加えて持株数 200 株の D までが議案に反対すると、定款により加重された 3 分の 2 以上の賛成という多数決要件（341 条括弧書）を満たさなくなる。

そこで、A は、D の反対による否決を恐れ、友人 G に対して D 保有株式の買取りを持ち掛け、これを実現させるために、甲社を代表して買取資金としての 800 万円の借入金債務を保証する旨の連帯保証契約を締結したといえる。

そうすると、連帯保証は、株主総会において C を取締役から解任する議案について D が反対に議決権を行使することを回避することを目的とするものであるといえる。

かかる目的は、「D は、平成 27 年 3 月 25 日に開催される甲社の定時株主総会においては、自らは出席せず、A を代理人として議決権の行使に関する一切の事項を委任する。」旨の本件契約条項（3）からも窺われる。

したがって、甲社の連帯保証は、「株主の権利の行使に関」する利益供与といえる。

よって、甲社の連帯保証には利益供与が成立する。

(イ)「株主の権利の行使に関」する推定規定の適用の有無

連帯保証契約が「特定の株主」Gに対して「無償で財産上の利益の供与をしたとき」に該当するのであれば、「株主の権利の行使に関」するものと推定される(120条2項)。

しかし、本問では、連帯保証契約の締結日(利益供与の時点)が平成27年3月10日であるのに対し、株式の譲渡・株券引渡日は平成27年4月1日である。

株式譲渡の契約締結日は定かではないが、契約締結日が平成27年2月2日、契約に基づく権利移転(本件契約(1)における「譲渡」は権利移転を意味していると思われる)と「株券…引…渡」の日が平成27年4月1日という前提に立ったとしても、利益供与の時点では、Gは甲社「株主」に当たらない。

本件契約(1)では、株式に係る権利の移転が平成27年4月1日予定の代金完済に留保されている上、株券発行会社の株式譲渡の会社との関係における効力発生要件である株券の引渡し(128条1項本文)が平成27年4月1日になされているからである。

そうすると、連帯保証契約による「財産上の利益の供与」は「特定の株主に対して」なされたものではないから、「株主の権利の行使に関」する120条2項後段の推定規定は適用されない。

(2) 利益供与と決議取消事由の関係

利益供与をする旨の株主総会の決議は、「決議の内容」が会社法120条1項という「法令に違反する」ものとして、無効である(830条2項)ところ、本件決議1はCを取締役から解任することを内容とする決議であり、利益供与をすることを内容とするものではないから、その「内容」が120条1項に違反するとはいえない。そうすると、決議の無効事由は認められない。

しかし、裁判例では、利益供与に基づく議決権行使がなされた株主総会の決議について、「決議の方法」の「法令…違反」を理由とする決議取消事由(831条1項1号)が認められている。

とすれば、利益供与を手段として議決権を行使させなかった場合についても、利益供与を手段として議決権を行使させた場合と同様に考えて、「決議の方法」の「法令…違反」を理由とする決議取消事由(831条1項1号)が認められると解すべきである。

本問では、甲社の連帯保証がGに対する利益供与(120条1項)に当たり、これはCの取締役解任議案についてDに反対させないためのD保有株式買取の実現手段としてなされたものであるという意味で、本件決議1には「決議の方法」が120条1項「に違反」するという取消事由(831条1項1号)があるといえる。

基礎応用 30頁(5)、論証集 16頁[論
点2]

東京地判 H19.12.6・百31

2. 本件決議 2

(1) 取消事由

また、本件決議 2 についての株主総会の決議の取消しの訴えに関しては、本件決議 2 が株主総会の決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正なもの（会社法第 83 条第 1 項第 1 号）と認めることができるかについて、C が A を取締役から解任する旨の議案の提案の理由を説明しようとしたところ、議長である A がこれを制止し、直ちに採決に移ったことを、①株主による提案理由の説明の拒絶として株主提案権の（実質的）侵害に該当し、あるいは②議長の議事整理に関する権限（同法第 315 条第 1 項）の濫用に該当すると位置付けることができるのではないかといった観点から、検討することが考えられる。（出題の趣旨）

本件決議 2 についての株主総会の決議の取消しの訴えに関しては、本件決議 2 が株主総会の決議の方法が法令に違反し、又は著しく不公正なもの（会社法第 83 条第 1 項第 1 号）と認めることができるかどうかについて、C が A を取締役から解任する旨の議案の提案の理由を説明しようとしたところ、議長である A がこれを制止し、直ちに採決に移ったことを、株主による提案理由の説明の拒絶として株主提案権の（実質的）侵害に該当し、あるいは議長の議事整理に関する権限（同法第 315 条第 1 項）の濫用に該当すると位置付けることができるのではないかといった観点から、検討することが考えられる。議長の議事整理に関する権限（同項）の濫用に該当すると論ずる答案が多かったが、株主提案権の（実質的）侵害に該当すると論ずる答案も一定数見られた。しかし、③議長である A により C による説明が制止されたことを、取締役の説明義務に関する同法第 314 条との関係で、同条の「株主から特定の事項について説明を求められた場合には」という要件を全く考慮せず、同条に基づく取締役の説明義務の不履行に該当すると位置付けようとする答案が相当数見られ、これらの答案は低い評価を得るにとどまるものが多かった。（採点実感）

ア. 株主による提案理由の説明の拒絶として株主提案権（304 条）の（実質的）侵害

株主提案権には、議題提案権（303 条）、議案提案権（304 条）、議案の要領の通知請求権（305 条）がある。

C は、定時株主総会において、株主提案として A を取締役から解任する旨の議案を提出しているところ、これは、「株主総会において」取締役解任という「株主総会の目的である事項…につき議案を提出する」ものとして、議案提案権（304 条）の行使に当たる。

合議体の構成員が審議事項につき自己の議案を提出できることは当然であるから、304 条の規定の意義は、むしろ、同条 1 項但書所定の拒絶事由にあると解されている

イ. 議長の議事整理に関する権限（315 条 1 項）の濫用

議長の議事整理に関する権限（315 条）は、公正・円滑な議事運営とい

基礎応用 65 頁・3、論証集 38 頁・

3

江頭 330 頁

基礎応用 68 頁・5、論証集 40 頁・

5

う権限の趣旨・目的に従って行使されなければならない。

もつとも、議事運営が不適切を超えて「決議の方法が…著しく不公正なとき」という決議取消事由に達するには、具体的に株主権の行使が妨げられ、株主としての法的利益が侵害されたことが必要である。

採点実感では、優秀又は良好の答案の例として、「議長である A が C による説明を制止し、直ちに採決に移ったことを、議長の議事整理に関する権限（会社法第 315 条第 1 項）の濫用に該当すると論ずる上で、株主提案権の意義にも言及しているもの」が挙げられている。

なお、特別利害関係取締役（369 条 2 項）と異なり特別利害関係株主による議決権行使自体が認められていることからしても、特別利害関係株主が議長として議事を主宰しても、当然に決議が瑕疵を帯びるわけではなく、当該議長の具体的な議事運営の方法によっては「決議の方法が…著しく不公正なとき」（831 条 1 項 1 号後段）という取消事由が認められる余地があるにとどまると解すべきである。

江頭 353 頁

ウ. 取締役の説明義務（314 条）違反

314 条の説明義務は、「株主総会において、株主から特定の事項について説明を求められた場合」に初めて発生するものである。

本問では、「取締役」が、「株主総会において、株主から」A を取締役から解任するべき理由について「説明を求められた」という、説明義務の発生要件を欠くから、説明義務は発生していない。したがって、拒否事由該当性を検討するまでもなく、取締役の説明義務違反は認められない。

基礎応用 74 頁・8、論証集 43 頁・

8

（2）議案を否決した株主総会決議の取消しの訴えの適法性

判例は、ある議案を否決する株主総会等の決議の取消しを請求する訴えは不適法であるとしていること（最判平成 28 年 3 月 4 日民集 70 巻 3 号 8 2 7 頁）を意識した上で、その適否を論ずることが求められる。しかし、当該訴えの適否については、全く検討することができていない答案が非常に多く、検討することができている答案であっても、この判例を意識した適切な論述がされていると評価することができるものは多くなかった。また、判例と異なり、訴えの利益がないと論ずるものが多かった。（採点実感）

基礎応用 79 頁 [論点 6]、論証集 46

頁 [論点 6]

以下の理由から、議案を否決した株主総会決議の取消しの訴えは不適法であると解されている。なお、本判決でいう「不適法」とは、訴えの利益を欠くことではなく、否決の決議は 831 条所定の「株主総会…の決議」に当たらず、その取り消しを求めることは会社法が想定するものではない、ということの意味している。

- ①会社法は、瑕疵のある株主総会決議について、3 カ月の出訴期間（831 条 1 項柱書）を規定することで法律関係の早期安定を図るとともに、認容判決の第三者効（838 条）を規定することで法律関係の画一的確定を図っており、これらの規定は、株主総会決議によって新たな法律関係が生ずることを前提としている。ところが、一般に、否決の決議又はその取消しによって新たな法律関係が生ずることはない（判旨）。

②304 条但書の趣旨は否決された提案を短期間に繰り返すことが適当でないという考えにあるから、否決の決議に重大な瑕疵がある場合には、同条但書による 3 年間の再提案制限は及ばないと解すべきである。そうすると、同条但書の制限を排除するために否決の決議を取り消すまでの必要はない。これと異なり、304 条但書の制限を排除する必要から否決の決議の取消しの訴えの適法性を肯定すると、否決の決議の取消訴訟という形で実質的に再提案が蒸し返されるおそれがあり、同条但書の制度の趣旨に反することにもなりかねず、妥当でない（千葉勝美裁判官の補足意見）。

3. 特別利害関係株主（本件決議 1・2 に共通する）

本件決議 1 又は 2 について、特別の利害関係を有する者（会社法第 83 1 条第 1 項第 3 号）の意義を正しく理解しておらず、C を取締役から解任する本件決議 1 について、C との間で対立が生じていた A が特別の利害関係を有する者に該当するか否かを論ずるものが多く見られた。また、解任に関する議案を提出されている取締役である C 又は A 自身が株主として議決権を行使していることから、C 又は A が特別の利害関係を有する者に該当するか否かについて検討している答案が多く見られた。そのような答案には、特別の利害関係を有する者（同号）は株主総会において議決権を行使することができないと誤解しているものが多く、また、C 又は A が特別の利害関係を有する者に該当するとするものも多かった。判例は、株主総会における取締役解任決議については、当該取締役の議決権行使は株主の経営参加権の行使にすぎず、特別の利害関係を有する者に当たらないとしている（最判昭和 42 年 3 月 14 日民集 21 卷 2 号 378 頁）ので、判例と異なる結論を採る場合であっても、判例を意識した記述をすることが求められる。（採点実感）

設問 2 (2)

設問 2(2)は、上記(3)のとおり、自社の株式が譲渡される際に、会社が譲受人の株式買取資金の借入金債務を無償で連帯保証した場合において、会社が保証債務の弁済をし、譲受人に対して求償をしたが、譲受人がこれに応じなかったときに、会社がこのような連帯保証をすることに関与した取締役がどのような責任を負うか、また、会社からこのような連帯保証を受けた者がどのような責任を負うかなど、株主の権利の行使に関して財産上の利益を供与することに関与した取締役及び当該利益の供与を受けた者の責任等についての理解等を問うものである。(採点実感)

1. Aに対する責任追及等の訴え

(1) 120 条 4 項に基づく責任

設問 2(2)においては、Aに対する責任追及等の訴え(会社法第 8 4 7 条第 1 項)については、甲社が G から保証料の支払を受けないで G の丙銀行に対する借入金債務について連帯保証したことが、G 又は D に対する財産上の利益の供与(同法第 1 2 0 条第 1 項)に該当するとすれば、① A は、同条第 4 項及び会社法施行規則第 2 1 条第 1 号に基づき、少なくとも、供与した利益の価額に相当する額である 6 0 万円を支払う義務を負うと認めると・・・が考えられる。

なお、A が支払義務を負う金額(①にあつては「供与した利益の価額に相当する額」…)については、上記の各金額以外の額であるとする論理も考えられるところであり、事案に即して説得的に論じられていれば、必ずしも、上記の各金額でなければならないものではない。(出題の趣旨)

(2) 423 条 1 項に基づく任務懈怠責任

設問 2(2)においては、Aに対する責任追及等の訴え(会社法第 8 4 7 条第 1 項)については、甲社が G から保証料の支払を受けないで G の丙銀行に対する借入金債務について連帯保証したことが、G 又は D に対する財産上の利益の供与(同法第 1 2 0 条第 1 項)に該当するとすれば、・・・②甲社が G の丙銀行に対する借入金債務について連帯保証したことに関する A の行為は、法令に違反し、又は善管注意義務に違反するため、任務懈怠(同法第 4 2 3 条第 1 項)に該当し、A は、甲社に対し、少なくとも、保証債務の履行として丙銀行に弁済した 8 0 0 万円を支払う義務を負うと認められることが考えられる。

なお、A が支払義務を負う金額(…②にあつては会社の損害額)については、上記の各金額以外の額であるとする論理も考えられるところであり、事案に即して説得的に論じられていれば、必ずしも、上記の各金額でなければならないものではない。(出題の趣旨)

2. Gに対する責任追及等の訴え

G に対する責任追及等の訴え(会社法第 8 4 7 条第 1 項)については、G が、「当該利益の供与を受けた者」に該当するのであれば、同法第 1 2 0 条

第3項に基づき、供与を受けた財産上の利益である60万円を返還する義務を負うと認められることが考えられる。なお、Gが返還義務を負う金額についても、同様に、必ずしも、上記の金額でなければならないものではない。(出題の趣旨)

なお、Gが返還義務を負う金額について、具体的に検討することができていない答案が多く見られた。(採点実感)

3. 間接取引

なお、本設問においては、取締役Aに経済的利益が帰属していると認めることができないから、甲社がGの債務を保証したことが甲社と取締役Aとの利益が相反する取引(間接取引。会社法第356条第1項第3号)に該当するとして、取締役Aに対し、任務懈怠によって生じた損害の賠償責任を追及することは、難しいと考えられる。(採点実感)

確かに、甲社による連帯保証は、Aと対立しているCを取締役から解任する旨の議案について、株主総会でDに反対させないというAの目的を実現する手段として行われているという意味で、Aの利益のために行われたものであるといえる。

しかし、利益相反取引における「利益」は、取締役と会社の間で相反することを観念できる、経済的利益に限られるべきである。

そして、甲社による連帯保証によりAが得る利益は、対立するCを取締役から解任することで、甲社における自己の経営者(取締役)としての地位・影響力を維持・強化したいという、会社支配に係る利益であり、経済的利益とはいえない。

そうすると、甲社による連帯保証は、「取締役」Aと「株主総会」甲社の「利益が相反する取引」に当たらない。

別の角度から説明すると、甲社による連帯保証により「取引役」Aが甲社における自己の経営者(取締役)としての地位・影響力が維持・強化されるという利益を得る一方で、そのことの反射として甲社に不利益が生じるといふ、取引役A・甲社間の利益衝突が認められないのである。

設問 3

設問 3 は、譲渡制限株式の相続人等に対する売渡しの請求（会社法第 174 条）に関する定款の定めが設けられている会社において、株式を相続した相続人に対し、相続した株式の一部についてのみ売渡しの請求がされた場合に、売渡しの請求の効力が否定されるかどうか、譲渡制限株式の相続人に対する売渡しの請求についての理解等を問うものである。本設問は会社法上の典型的な論点とまではいうことができないため、問題文中で、適用条文が同条であることを明示した上、その趣旨を踏まえて設問に答えることを求めている。同条の趣旨を考えた上で、その文言及び事案を踏まえて、適切な法令の解釈及び適用がされることが期待されている。（採点実感）

1. 174 条の趣旨を踏まえて、本件請求の適否を論じる

譲渡制限株式の相続人等に対する売渡しの請求（会社法第 174 条）の趣旨は、会社が、定款にその旨の定めを設けることにより、相続その他の一般承継により当該会社の譲渡制限株式を取得した者に対し、当該譲渡制限株式を当該会社に売り渡すことを請求することができることとし、当該会社にとって必ずしも好ましくない者が当該会社の株主となることを防ぐことができるようにすることにある。

このような趣旨からすれば、本設問においては、本件請求を受けた B は甲社株式を相続する前から甲社の株主であったことや、A が取締役を退任した後は C も取締役を退任して B が代表取締役社長を務める旨の A C 間の合意が存在していたにもかかわらず、C が代表取締役社長の地位にとどまるため、総株主の議決権の過半数を確保するために必要な限度で、本件請求がされたことなどから、本件請求は会社法第 174 条又は定款第 9 条に違反することができるかどうかについて、適用条文の文言と条文の適用結果の相当性の両方を意識して説得的に論ずることが求められる。本件請求をすることを肯定する立場からは、同法第 174 条以下及び定款第 9 条の形式的な適用結果が不相当とまではいうことができないことを、本件請求をすることを否定する立場からは、条文の形式的な適用結果が不相当であることに加え、趣旨に照らした文言の限定解釈や権利濫用の法理により、同法第 174 条以下及び定款第 9 条の文言や適用場面を限定的に解釈し得ることを、それぞれ論ずることが期待される。

同法第 174 条の趣旨については適切に論ずることができている答案が相当数あったが、その趣旨に反するなどとして、直ちに既存株主に対する適用がないと論じている答案が目立った。法令及び定款の文言上、認められていないわけではない請求を否定するためには、条文の形式的な適用結果が不相当なものであることや条文の文言の実質的な解釈等を説得的に論ずることが望ましい。

なお、問題文中において、B の提案に従い A C 間でされた合意については、これを株主全員による株主間契約であると解する余地があり、本件請求は、文言上、同条に反しないとしつつ、当該合意が実質的に株主全員によるもの

であるということができかどうかを丁寧に検討し、当該合意との関係で本件請求の効力を論ずる答案には高い評価を与えた。(採点実感)

2. 臨時株主総会決議の取り消し又は無効を理由とする、本件請求の効力の否定

その上で、平成29年7月3日に開催された臨時株主総会における甲社がBに対して売渡しの請求をすることに関する議案を可決した決議について、①特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによる著しく不当な決議に該当するか否か(会社法第831条第1項第3号)、②決議の内容が法令に違反するか否か(同法第830条第2項)、又は③決議の内容が定款(定款の趣旨)に違反するか否か(同法第831条第1項第2号)、及び当該決議が取り消され、又は無効であることが確認されることにより、本件請求が効力を生じないこととなることなどについて、検討することが考えられる。(出題の趣旨)

臨時株主総会における甲社がBに対して売渡しの請求をすることに関する議案を可決した決議について、①会社法第175条第2項本文に基づき、Bを除いた上で、Cのみが議決権を行使しているが、Cが特別の利害関係を有する者に該当し、特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによる著しく不当な決議に該当するか否か(同法第831条第1項第3号)、②決議の内容が法令に違反するか否か(同法第830条第2項)、又は③決議の内容が定款(定款の趣旨)に違反するか否か(同法第831条第1項第2号)、及び当該決議が取り消され、又は無効であることが確認されることにより、本件請求が効力を生じないこととなることなどについて、検討することが期待されるが、これらについての的確に論ずることができている答案はほとんどなかった。(採点実感)

[模範答案]

1 設問 1

2 1. D の請求は、会社法 433 条 1 項 1 号に基づき、甲社の発行済株式
3 1000 株の 200 株という「総株主…の議決権の百分の三以上の議決権
4 を有する株主」として、A が仕入先からリベートを受け取っている疑
5 いがあるため A の取締役としての損害賠償責任の有無を検討するため
6 という「請求の理由を明らかにして」、「会計帳簿」である総勘定元帳
7 及びその補助簿のうち、仕入取引に関する部分という請求の理由とさ
8 れた事実と関連する範囲のもの「閲覧」を請求するものである。

9 これを拒むために、甲社は、①乙社の発行済株式全てを有する D に
10 よる請求であるから同条 2 項 3 号に該当する、及び②請求の理由が D
11 保有株式を買い取らせることにあるから同条項 1 号に該当するという
12 主張をする。

13 2. 主張①の当否

14 (1) まず、「実質的な競争関係にある」とは、現に競争関係にある場合
15 のみならず、近い将来競争関係に立つ可能性がある場合も含まれる
16 と解する。後者の場合でも、会社の秘密が競争に利用されることで
17 会社に損害が及ぶ抽象的危険を未然防止するという 3 号の趣旨が妥
18 当するからである。

19 次に、「請求者」が「実質的な競争関係にある事業を営み、又はこ
20 れに従事するものであるとき」とは、「実質的な競争関係にある事業
21 を営む会社と請求者の一体性がある場合にも認められると解する。
22 この場合、競争関係にある会社が請求者を通じて閲覧謄写によって
23 得た秘密を自己の競争に利用する抽象的危険があるからである。

1 そして、請求者・会社間に客観的な競業関係が存在するだけで、
2 前記の抽象的危険が認められるから、「実質的な競争関係にある」と
3 いうためには、主観的意図は不要であると解する。

4 (2) 確かに、請求者 D は、乙社の経営に関与していないものの、乙社
5 の発行済株式を全て保有している上、自分の子 E が乙社の代表取締
6 役であることから、乙社と一体を成すといえる。そのため、D は、
7 乙社の「事業を営」む者といえる。そして、乙社と甲社はいずれも
8 ハンバーガーショップを営んでいるから、両者の競業関係が認めら
9 れそうである。

10 しかし、甲社は関東地方の P 県内に十数店舗を出店しているが、
11 乙社が出店している近畿地方の Q 県に出店する予定はない。また、
12 乙社が P 県に出店地域を拡大しようとしている事情もない。そうす
13 ると、甲社と乙社の事業が近い将来において同一地域で競合するお
14 それがあるとはいえず、甲社・乙社間の競業関係は認められない。

15 したがって、D が「実質的に競争関係にある事業を営」むという
16 ①の主張は認められない。

17 3. 主張②の当否

18 (1) 自益権行使も何らかの形で共益権と結びつくとも言い得ることか
19 らも、433条2項1号の「権利」には自益権も含まれると解すべき
20 である。

21 (2) 確かに、株式譲渡も、自益権行使の一環であるといい得る。しか
22 し、D の閲覧請求は専ら株式譲渡の交渉手段として行われているも
23 のであり、非公開会社である甲社の譲渡制限株式の適正な価格を算

1 定するための調査等のために行われているわけではない。したがっ
2 て、「その権利の確保又は行使に関する調査以外の目的」に基づくも
3 のであるといえる。よって、②の主張が認められる。

4 設問 2 (1)

5 1. 本件決議 1

6 (1) C は、甲社の連帯保証が G に対する利益供与 (120 条 1 項) に当
7 たり、これは C の取締役解任議案について D に反対させないための
8 D 保有株式買取の実現手段としてなされたものだから、本件決議 1
9 には「決議の方法」が 120 条 1 項「に違反」という取消事由
10 (831 条 1 項 1 号) があると主張する。

11 (2) 確かに、裁判例には、保証人が保証債務を履行しても主債務者が
12 保証人に対し求償義務 (民法 462 条 1 項) を負うことを理由に、連
13 帯保証は主債務者に対する「財産上の利益の供与」に当たらないと
14 したものがある。しかし、主債務者は、債務総額は変わらないもの
15 の、連帯保証により融資を受けやすくなるのであり、本問でも、G
16 が丙銀行から D 保有株式の買取資金の借り入れることができるよ
17 うにするために連帯保証がなされているから、G は連帯保証により
18 融資を受けやすくなるという利益を受けている。そこで、「株式会社」
19 甲社が、G の借入金債務を連帯保証したことは、G に対する「財産
20 上の利益の供与」に当たると解する (120 条 1 項)。

21 (3) 次に、甲社の連帯保証が DG 間の株式譲渡・株券引渡しに先行す
22 るため、利益供与の相手方である G は株主ではなかったものの、利
23 益供与の相手方は「何人」でも構わないから、G も「何人」として

1 利益供与の相手方となる。

2 (4) そして、株式譲渡は株主たる地位の移転でありそれ自体は「株主
3 の権利の行使」ではないが、株式譲渡のための利益の供与であって
4 も、株主の権利行使を回避する目的で行われた場合には、当該株主
5 の権利行使を止めさせるための究極的手段として行われたものであ
6 るといえるから、「株主の権利…の行使に関」する利益供与であると
7 解する。

8 Dは、Cの取締役解任に反対するつもりであったところ、仮に甲
9 社株主全員が株主総会に出席した場合には持株数250株のCに加
10 えて持株数200株のDまでが議案に反対すると、定款により加重さ
11 れた3分の2以上の賛成という多数決要件(341条括弧書)を満た
12 さなくなる。そこで、Aは、Dの反対による否決を恐れ、友人Gに
13 対してD保有株式の買取りを持ち掛け、これを実現させるために、
14 甲社を代表して買取資金としての800万円の借入金債務を保証する
15 旨の連帯保証契約を締結したといえる。そうすると、連帯保証は、
16 株主総会においてCの取締役解任議案についてDが反対に議決権
17 を行使することを回避することを目的とするものといえる。かかる
18 目的は、Dが本件株主総会には自らは出席しないでAに議決権行使
19 に関する一切の事項を委任する旨の本件契約の条項(3)からも窺
20 われる。

21 したがって、甲社の連帯保証は、「株主の権利の行使に関」する利
22 益供与に当たる。

23 (5) そうすると、本件決議1には、利益供与を手段としてDに議決権

1 を行使させなかったという意味で、「決議の方法」が 120 条 1 項に
2 「違反」するという取消事由があるから、C の主張が認められる。

3 2. 本件決議 2

4 (1) C は、C による A の不正なリベートの受取についての説明を制止
5 した議長 A の議事運営が「決議の方法が…著しく不公正なとき」
6 (831 条 1 項 1 号) に該当すると主張する。

7 ア. 議長の議事整理に関する権限 (315 条) は、公正・円滑な議事
8 運営という権限の趣旨・目的に従って行使されなければならない。

9 イ. A が C の説明を制止したのは、A を取締役から解任するという
10 自分に不利な説明を封じるという、公正・円滑な議事運営と関係
11 のない不当な動機に基づくといえる。そして、C が説明しよう
12 とした A を取締役から解任する理由は、C が提案した議案について
13 株主が合理的に判断するために必要不可欠なものであり、C の議
14 案提案権 (304 条本文) を実効あらしめるものである。そうす
15 ると、A による制止は、不当な動機に基づき C の株主提案権を侵害
16 するものとして、議長の権限の濫用に当たる。したがって、(1)
17 の主張が認められる。

18 (2) 次に、C は、否決の決議との関係でも、決議取消しの訴えは適法
19 であると主張する。

20 ア. 会社法上の出訴期間制度 (831 条 1 項柱書) 及び認容判決の第
21 三者効の規定 (838 条) は、株主総会決議によって新たな法律関
22 係が生ずることを前提としている。ところが、一般に、否決の決
23 議又はその取消しによって新たな法律関係が生ずることはない。

1 そこで、否決の決議は 831 条 1 項柱書の「株主総会…決議」に当
2 たらず、その取消しを求める訴えは不適法であると解する。

3 イ. したがって、(2) の主張は認められない。

4 設問 2 (2)

5 1. C は、非公開会社甲社の「株主」として (847 条 1 項・2 項)、① G
6 の 120 条 3 項に基づく返還責任、② A の 120 条 4 項に基づく支払責
7 任、③ A の 423 条 1 項に基づく損害賠償責任について、提訴請求を経
8 たうえで、株主代表訴訟により追及する (847 条 1 項本文、3 項) こ
9 とが考えられる。

10 2. ①の責任

11 G は、保証料を得ることなく連帯保証を受けることで保証料 60 万
12 円の「利益の供与を受けた」のだから、60 万円の返還義務を負う (120
13 条 3 項)。よって、①の主張が認められる。

14 3. ②・③

15 (1) 甲社を代表することで利益供与を行った A は、「利益の供与…に
16 関する職務を行った取締役」(規則 21 条 1 号) として「法務省令で
17 定める者」(法 120 条 4 項本文) に当たるとともに、「当該利益供与
18 をした取締役」(但書括弧書) にも当たるから、過失の有無にかかわ
19 らず、供与した利益 60 万円を甲社に支払う義務を負う。したがっ
20 て、②に関する主張は認められる。

21 (2) 甲社「取締役」A は、利益供与という法令違反により、善管注意
22 義務 (330 条・民法 644 条) という「任務を怠」たり、「これによっ
23 て」、甲社には本来であれば得られたはずの保証料 60 万円相当額の

1 「損害」が発生した。なお、甲社は保証債務を履行しているが、Gに
2 対して800万円の求償権（民法462条1項）を有するから、800万
3 円の「損害」の発生は認められない。以上より、③に関する主張は、
4 60万円の損害の限度で、認められる。

5 設問3

6 1. まず、Bは、Bが相続した450株のうち401株についてのみ売渡し
7 を請求している点で174条の趣旨に適合せず、本件請求は認められな
8 いと主張する。

9 会社法は、定款による株式の譲渡制限（107条1項1号、108条1
10 項4号）の趣旨である会社の閉鎖性維持のために、一般承継人に対す
11 る売り渡し請求を設けている（174条以下）。このような趣旨からすれ
12 ば、会社にとって好ましくない一般承継人について、取得株式の一部
13 についても権利行使を認めないために、株式の全部を買い取るのが望
14 ましい。しかし、一部の買い取りであることを理由として請求を否定
15 すると、会社にとって好ましくない一般承継人の株式保有が継続する
16 ため、かえって上記趣旨に反する。また、175条1項1号では特別決
17 議による決定事項として「請求をする株式の数」と定められている。
18 そこで、一部の買い取りであることを理由に請求を否定することはで
19 きないと解する。

20 2. 次に、Bは、臨時株主総会の決議が決議訴えにより取り消されるこ
21 とで本件請求の効力が否定されると主張する。

22 本件請求により甲社の支配権を取得する目的を有するCは「特別の
23 利害関係を有する者」（831条1項3号）に当たり、同人の議決権行使

- 1 「によって」、Cによる支配権の取得を可能とするという意味で「著し
- 2 く不当な決議」が成立したから、決議には3号の取消事由がある。そ
- 3 して、決議取消の訴えにおいて取消判決が下され、それが確定すれば、
- 4 決議が遡及的に無効となり（839条反対解釈）、決議を要件とする本件
- 5 請求の効力も否定される。よって、Bの上記主張が認められる。以上

(参考文献)

- ・「株式会社法」第6版(著:江頭憲治郎-有斐閣)
- ・「会社法」第2版(著:田中亘-東京大学出版会)
- ・「会社法 Corporate Law」第2版(著:高橋美加ほか-弘文堂)
- ・「リーガルクエスト 会社法」第4版(著:伊藤靖史ほか-有斐閣)
- ・「リーガルマインド 会社法」第14版(著:弥永真生-有斐閣)
- ・「会社法」第21版(著:神田秀樹-法律学講座双書)
- ・「事例で考える会社法」第2版(著:伊藤靖史ほか-有斐閣)
- ・「事例研究 会社法」初版(編著:小林量・北村雅史-日本評論社)
- ・「会社法事例演習教材」第3版(著:前田雅弘ほか-有斐閣)
- ・「一問一答 平成26年改正会社法」第2版(編著:坂本三郎-商事法務)
- ・「一問一答 新・会社法」改訂版(編著:相澤哲-商事法務)
- ・「新・会社法100問」第2版(編著::葉玉匡美-ダイヤモンド社)
- ・「会社法判例百選」第4版(有斐閣)
- ・「重要判例解説」平成18年度～令和4年度(有斐閣)
- ・「別冊法学セミナー 新司法試験の問題と解説」2006年～2011年(日本評論社)
- ・「別冊法学セミナー 司法試験の問題と解説」2012年～2022年(日本評論社)
- ・「受験新報 司法試験 論文式問題と解説」2006～2016(法学書院)
- ・「法学教室 特集 新司法試験プレテスト(必須科目)」2006. Apr.NO307(有斐閣)
- ・「司法試験 論文式 問題と解説」中央大学真法会編(法学書院)
- ・「民事執行・保全法概論」(編:中野貞一郎-有斐閣双書)
- ・「改定 民事保全」(補正版-司法研修所)